

いじめ防止基本方針

田村市立滝根中学校

1 いじめの定義

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの未然防止への取り組み

（1）いじめを許さない学級・学校づくり

- ① 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方へ転換する。
- ② すべての生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていく。
- ③ いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、いじめを行わせないという意味での未然防止策を講じる。
- ④ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に周知する。
- ⑤ いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないという認識やいじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を周知する。
- ⑥ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成する。
- ⑦ 学級経営や道徳教育を通して、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、生徒が心から価値意識を感じよう適切に指導する。
- ⑧ 奉仕活動や自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を充実させる。
- ⑨ 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

（2）未然防止に向けた具体的な手立て

① 学級経営の充実

ア 生徒に対する教師の受容的・共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。

イ 生徒の自発的・自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。

ウ 正しい言葉遣いのできる集団を育てる。

エ 年度初めに学級のルールや規範を定め、生徒が守れるように年間を通じて継続的に指導する。
また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。

オ 定期的に行う生活アンケートや各種学力調査における質問紙調査の結果、生徒の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等から実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。

カ 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめる。

② 授業中における生徒指導の充実

ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。

イ 「楽しい授業」「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。

ウ 発言や集団への関わりに消極的な生徒もいるため、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感をもてるように配慮する。

エ 教科担任として、自らの授業づくりの在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめる。(互見授業の推進)

③ 道徳の授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめの防止に深く関わりのある題材を取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深め、態度を育成する授業を工夫する。

④ 学級活動の充実

ア 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。

イ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンターのプログラムやピア・サポート、ピア・カウンセリング等を活用し、社会性を育てる。

ウ アサーション・トレーニングやソーシャル・スキルトレーニング等を活用し、人間関係のトラブルや、いじめ等の問題に直面した時の対処の仕方を身に付けさせる。

⑤ 学校行事の工夫

生徒が主体的に取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。

⑥ 生徒会活動の工夫

生徒が主体となって、自らいじめの問題の予防と解決に取り組めるよう活動を支援する。

⑦ 生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実

学校全体や学年・学級単位で生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組みを具体的に行う。

⑧ 情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話を使って意図的または無自覚にいじめを行う者や、いじめを受ける者になるケースがある。情報教育授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。

⑨ 特に配慮が必要な生徒への対応

特に配慮が必要な生徒に対するからかい等から、いじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラーなど専門職を交えて、教職員間で当該生徒の特性の理解や具体的にかかわりの共通認識

をもとに、周りの生徒への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

状況に応じて、次に関連する生徒への対応を特に配慮する。

発達障がいを含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒及び国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒、いわゆる性的マイノリティとされる生徒、並びに東日本大震災により被災した生徒及び原子力発電所による事故により避難している生徒、など

※ 構成的グループ・エンカウンター

リーダーの指示した課題をグループで行い、そのときの気持ちを率直に語り合い、「心と心のキャッチボール」を通して、徐々に本音を表現し合い、それを互いに認め合う体験を深めていくこと。

※ ピア・カウンセリング

生徒同士の相談相手（ピア・カウンセラー）や相談相手まではいかなくても支えたり、励ましたりする仲間を生徒の中で作る取組み。

※ アサーション・トレーニング

自分の考え、欲求、気持ちなどを率直に、正直に、その場の状況にあった適切な方法で述べ、自分も相手も大切にしたい自己表現の訓練。

※ ソーシャル・スキルトレーニング

困難を抱える状況の総体を「ソーシャルスキル」と呼ばれるコミュニケーション技術の側面からとらえ、そのような技術を向上させることによって困難さを解決しようとする技法。

3 いじめの早期発見のために

(1) いじめを発見する手立て

① 教員と生徒との日常の交流を通しての発見

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声を掛け様子を伺う。

② 複数の教員の目による発見

ア 多くの教員が様々な教育活動を通して子どもたちに関わることにより、発見の機会を多くする。（教科担当教員、部活動顧問教員等）

イ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりする。

ウ 教員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行う。

③ アンケート調査の実施と分析

ア いじめ等も含めた「生活アンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。

イ アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

④ 教育相談を通じた実態把握

ア 定期的な生活面談や進路面談を実施するとともに、生徒が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。

イ 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

⑤ 学級内の人間関係を客観的に把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。担任の思い込みを避けるために、教師間の情報交換や各種調査（QU検査6月）による点検を実施する。

（2）いじめを訴える意義と手段の周知

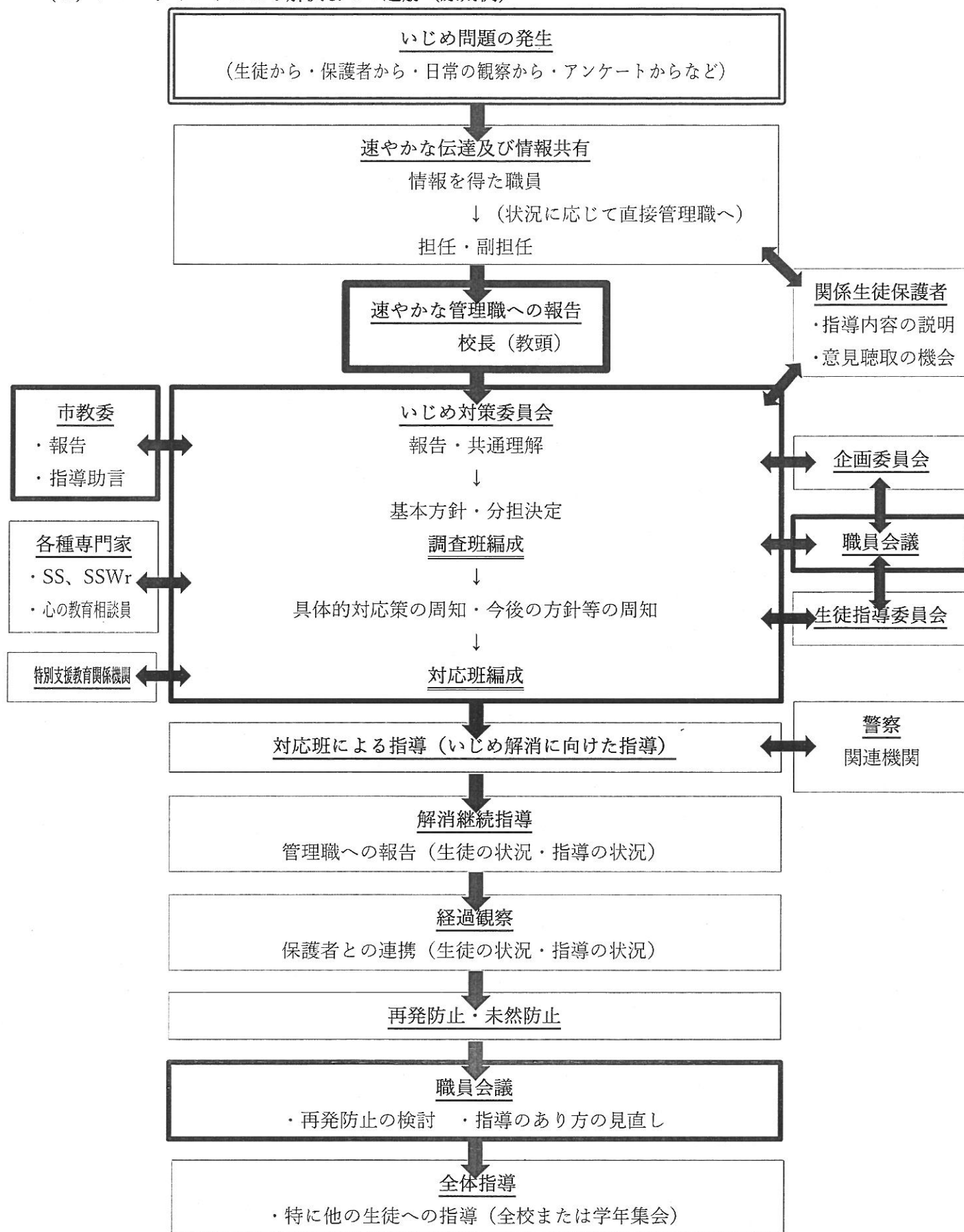
- ① 「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ということを日頃から指導し、いじめに関して声をあげることにに対する抵抗感を低減する。
- ② 学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。
 - ア 学級担任はもとより、養護教諭他、誰でも話しやすい教職員に伝えてよい。
 - イ 意見箱や悩み相談箱の利用（管理の徹底を約束する）。
 - ウ スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を周知する。
 - エ 学校の電話番号を周知し、誰にでも相談できることを周知する。
- ③ 関係機関（いじめ等相談室、電話相談等）へのいじめの訴えや相談方法を生徒、家庭、地域に周知する。
 - ア 関係相談窓口資料を配布、掲示等により周知を図る。
 - イ スクールカウンセラーの勤務日を生徒に周知するなど、生徒が必要な時に気軽に相談活動ができるよう工夫する。
- ④ 匿名による訴えへの対応
匿名で訴えたい気持ちに理解を示し、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応を行うことを周知する。

（3）保護者や地域等からの情報提供

- ① 日頃から、いじめの問題に対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。
 - ア 保護者への協力依頼
 - イ 地域（民生児童委員・主任児童委員、学校地域支援本部等）への協力依頼
- ② 保護者が生徒の変化を読み取れるよう、チェックポイントなどを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法を周知する。

4 いじめ等の発見から解決まで

(1) フローチャートによる解決までの道筋（原則例）



(2) 留意事項

① 情報をつかんだ時点での留意点

- ア 独断で判断し、解決を焦らない。
- イ 必ず報告する。(フローチャートに準じて迅速に)

② 学級担任等の留意点

- ア 自分の責任と思い詰め、自分だけで解決しようとししない。
- イ 指導力が否定されたと思ひ込まない。
- ウ 解決を焦らない。

③ 事実確認と報告での留意点

- ア 事実の有無・真偽について、訴えた生徒、訴えられた生徒、周囲の生徒に対し聞き取り調査を役割分担して行う。
- イ 聞き取りの際は複数の教師で行う。
- ウ 調査した人物・場所・時間、調査内容(いつ・どこで・だれが・何を)の記録をとる。

④ いじめ対策委員会の構成員

- ア 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、SC等とする。
- イ 状況に応じて、柔軟に構成する。

⑤ いじめ対策委員会による協議

- ア 対応方針を決定する
 - ・ 緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
 - ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認(複数での対応を原則とする。)
- イ 事実関係を把握する
 - ・ 調査チームを編成し、いじめの態様等について情報を収集する。
 - ・ 役割分担をして被害者、加害者、周囲の生徒・保護者・地域住民等から情報を収集する。
 - ・ 重大事態の調査の場合には、関係機関・専門家との連携を図る。
- ウ 対策委員会で指導・支援について協議する。
 - ・ 事実をもとに指導や支援の方針、内容等を決定する。
 - ・ 役割分担して指導や支援を進める。
 - 被害者からの事情聴取と支援担当：学級担任等
 - 加害者からの事情聴取と指導担当：学級担任等
 - 周囲の生徒と全体への指導担当：生徒指導主事
 - 保護者への対応担当：学年主任・教務主任等
 - 関係機関への対応担当：教頭等

⑥ 重大事態

以下の事案が発生・確認した場合は、市教育委員会へ事態発生について報告する。

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重要な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神疾患を発症した場合
- イ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認

めるとき

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

⑦ 事実の究明と支援及び指導の原則

ア いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行う。

イ 聴取は、いじめを受けた者、周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）、いじめを行った者の順に行う。

ウ 支援・指導に力点を置いた対応を心掛ける。

⑧ 事情聴取

ア いじめられている生徒や周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。

イ 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。

ウ 関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。

エ 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。

オ 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

カ 聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や生徒の様子により、当該者を自宅まで送り届けるなど配慮する。

キ 事情聴取の際、以下のようなことはしてはならない。

- ・ いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ・ 注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ・ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

⑨ いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

ア 被害者（いじめられた生徒）への対応

・ 基本的な姿勢

- 徹底していじめられた生徒を守る。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

・ 事実の確認

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

・ 支援

- 学校はいじめを絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方などを具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校等の連絡先を教えておく。

・ 経過観察等

- 生活ノートの変換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業・学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

イ 加害者（いじめた生徒）への対応

- ・ 基本的な姿勢

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

- ・ 事実の確認

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

- ・ 指導

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

- ・ 経過観察等

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

ウ 観衆、傍観者への対応

- ・ 基本的な指導

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

- ・ 事実確認

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

- ・ 指導

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

- ・ 経過観察等

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

⑩ 保護者との連携

ア いじめられている生徒の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行うなど学校で把握した事実を正確に伝える。（状況に応じて、当該生徒を一人では帰宅させないことにも配慮）
- ・ 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

イ いじめている生徒の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭を訪問するなどし、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。(状況に応じて、当該生徒を一人では帰宅させないことにも配慮)
- ・ 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

ウ 保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

⑪ 関係機関との連携

ア 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。

イ 深刻な事案が発生した場合速やかに対応するために、日頃から連携を深める。

ウ 連携を必要とする関係機関

- ・ 市教育委員会
 - いじめの発見状況の報告
 - 対応方針についての相談
 - 指導方針や解決方法についての相談
 - 子どもや保護者への対応方法の相談
 - いじめられた生徒、いじめた生徒の心のケア
- ・ 児童相談所・警察
 - いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件の発生
- ・ 医療機関
 - いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている場合

5 年間計画

学期	月	項 目	内 容
前期	4	・職員会議 ・家庭訪問（地域確認） ・生徒指導全体会①	・学校基本方針の確認 ・いじめの実態調査，早期対応 ・情報共有
	5・6	・授業参観，P T A 総会，学年懇談会 ・Q U 検査 ・生活アンケート ・チャンス相談	・学校基本方針の説明 ・学級の人間関係等の把握 ・いじめの調査 ・いじめの実態調査，早期対応
	7	・教育相談 ・生徒指導全体会② ・校内研修	・いじめの実態調査，早期対応 ・情報共有 ・いじめ，教育相談等
	8・9	・チャンス相談	・いじめの実態調査，早期対応
後期	10	・生活アンケート ・チャンス相談	・いじめの調査 ・いじめの実態調査，早期対応
	11	・教育相談	・いじめの実態調査，早期対応
	12	・チャンス相談 ・校内研修	・いじめの実態調査，早期対応 ・いじめ，教育相談等
	1	・チャンス相談 ・生徒指導全体会③	・いじめの実態調査，早期対応 ・情報共有
	2	・生活アンケート ・授業参観，P T A 総会，学年懇談会	・いじめ防止の取組の検証
	3	・チャンス相談 ・校内研修	・いじめの実態調査，早期対応 ・いじめ，教育相談等
その他	毎週	生徒指導委員会	・情報共有，分析，方針及び対応の決定
	随時	道徳教育の充実 体験活動の推進 現職教育を通じた授業改善	・社会性の醸成 ・主体性，協働性，創造性の育成 ・「わかる授業」「できる授業」への改善

6 評価と改善

(1) 評価と改善の原則

学校基本方針が，学校の実情に即して適切に機能しているかを，いじめ対策委員会を中心に点検し，必要に応じて見直す。また，いじめ防止に関する取組状況を学校評価の評価項目に位置付け，検証し，改善を図る。

(2) 学校評価

自校のいじめの防止等に関する取組や組織が有効に機能しているか等について、定期的に行う学校評価や教職員人事評価制度を活用した評価等において、定期的な点検及び評価を実施し、取組等の見直しや改善を図る。

学校評価において、いじめ防止対策を取り扱う場合は、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態やその把握、いじめに対する対応が適切に行われるよう、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめの対応、いじめの再発防止のための取組等について適正に評価されるようにする。

(3) 教員の評価

評価の際には、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

(4) いじめ防止基本方針の改善・見直し

年度末の教育計画編成時に必要に応じて加除・訂正を行う。

(5) いじめ防止対策委員会の改善・見直し

適宜、組織の編成の仕方や役割分担などで改善、修正を加え、いじめの早期発見・解決に結びつくような組織編成を行う。